

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会

特別養護老人ホーム ニューフジホーム 重要事項説明書

＜令和7年4月1日現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

連絡先	042-544-5291(通常は9時～17時)
担当者	生活相談員

2 特別養護老人ホーム ニューフジホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 特別養護老人ホーム ニューフジホーム
所在地	東京都昭島市中神町1260番地
介護保険指定番号	指定介護老人福祉施設 (東京都1374000162号)

(2) 職員体制

職種	人員数	職種	人員数
園長	1名	介護職員	法令に定める常勤換算方法により、看護師との総数で利用者3名またはその端数を増すごとに1名以上
事務職員	必要数		
生活相談員	常勤1名以上		
看護師	3名以上(うち1名以上常勤)		
医師	1名以上	機能訓練指導員	1名以上
管理栄養士	1名以上	介護支援専門員	1名以上
調理員(委託)	必要数		

(3) ニューフジホームの概要

定員	100名 (4名短期入所用)	静養室	1室
居室 4人部屋	23室 (1室短期入所用)	医務室	1室
2人部屋	4室	食堂	2ヶ所
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		作業療法室	1室
		和室	1室

※ 4人部屋(1室34.50㎡)、2人部屋(1室17.90㎡)

※ トイレは部屋と部屋の間にあります。

3 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

- ① 利用者が日々の生活を快適に安心して過ごせるようなケアの提供を目的とした個別の施設サービス計画を作成します。作成にあたっては、できる限り利用者の固有の価値観や個別のニーズに即した計画となるよう配慮します。
- ② 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ③ 必要に応じて施設サービス計画を変更します。

(2) 食事

個別の栄養ケア計画に基づいた食事を提供します。(普通食・キザミ食・極キザミ食・ミキサー食・補食・治療食)

(3) 入浴

体調等を考慮しながら、週に2回以上の入浴または清拭を行います。

(4) 介護

- ① 個別の施設サービス計画に基づいて、介護サービスを提供します。
- ② 心身の状況等に応じて、プライバシーを尊重しながら(食事・入浴・排泄・移動・身だしなみ等)必要な援助をおこないます。

(5) 個別機能訓練

- ① 日常生活機能維持、向上を目指したリハビリテーションを提供します。
- ② 利用者を専門的に評価し、体調を考慮しながら、(理学療法・作業療法・音楽活動等)個別のプログラムに沿った個別訓練やグループ訓練をおこないます。
- ③ レクリエーションや趣味活動を通して余暇の充実を図ります。

(6) 生活相談

随時、生活相談員が生活上の要望や希望を伺い相談援助を行います。

(7) 健康管理

利用者が健康に過ごすために、協力病院(昭島病院)医師と看護職員が中心となり、全スタッフと連携を取りながら、利用者の日々の健康管理をおこなうと共に健康衛生の向上に努めます。

(8) 生活支援

- ① 利用者が日々の生活を快適に安心して過ごせるような生活支援をおこないます。
- ② 行政手続き代行・日常費用支払い代行・年金や通帳の管理等の事務的な支援。
- ③ 定期的な喫茶店・売店・誕生会・理美容サービス等の生活環境支援。
- ④ 散歩外出・行事・クラブ活動等の余暇活動支援。

4 介護保険が定める法定料金(サービス単位が1単位＝10.54円となります)【1日概算】

(1) 基本サービス 多床室 (令和6年4月1日～)

介護認定	単位数 (1日につき)	自己負担分 1割 (1日につき)	自己負担分 2割 (1日につき)	自己負担分 3割 (1日につき)
要介護1	589	621円	1,242円	1,863円
要介護2	659	695円	1,389円	2,084円
要介護3	732	772円	1,543円	2,315円
要介護4	802	846円	1,691円	2,536円
要介護5	871	918円	1,836円	2,754円

(2) 加算料金

法令に基づく介護報酬額に準じます。自己負担額は算定する加算等により変動する場合があります。

5 その他の所定料金

(1) 食費・居住費

食費(1～3段階)	1,445円/日
食費(4段階)	1,850円/日
居住費(多床室)	915円/日

(2) 食費・居住費については「介護保険負担限度額申請」により所得に応じ以下の軽減制度を利用できます。申請はご入所前の住所地の区市町村窓口で行ないます。

所得段階	食 費	居 住 費 (多床室)
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	650円	430円
第3段階②	1,360円	430円
その他(第4段階)	1,850円	915円

※ 利用者が入院、外泊期間中において居室が当該利用者のために確保されているような場合は、原則として、補足給付が支給されている場合を除いて法令に定められた自己負担分があります。

※ このほか「高額介護サービス費用」申請を行うことで基準額を超えた費用が還付される制度もあります。詳しくはお住まいの区市町村までお問合せください。

(3) その他

① 個別サービス利用料(選択)

内容	金額
提供記録の複写物	1枚10円
通帳管理費	100円/日
特別なお食事(お楽しみ食・おせち料理)	1,300円/日
長期入院中の居住費	負担限度額認定証記載額
すし・そば打ち等(外部委託)	実費
喫茶代	
予防接種費用	
理美容代	
外出泊費用	
嗜好品代	
教養娯楽等に係る材料費	
その他外部サービス利用費用	

② 個人電化製品使用料(選択)

電気代	60円/日
-----	-------

③ 個人用日用品(選択)

内容	金額	これらの日用品はご希望により左記金額にて購入することができます。
歯ブラシ	120円／本	
歯磨き粉	450円／本	
舌ブラシ	230円／1本	
義歯洗浄剤	550円／1箱	
個人用ティッシュペーパー	120円／個	

日用品費用(選択)

内容	日額	備考
1、日用品セット(2～8)	100円	1日
2、個人用ティッシュペーパー	10円	
3、選べるシャンプー(薬用シャンプー含)・リンス	20円	
4、うるおいボディソープ	10円	
5、化粧水(クリーム・オイル)	10円	
6、個人用歯ブラシ・舌ブラシ	20円	
7、歯磨き粉・義歯洗浄剤	30円	
8、カミソリ、替え刃	10円	

トータルセット

A セット	日用品セット+電化製品使用量	月額 3,900円
B セット	日用品セット	月額 2,400円

※トータルセットをご希望の場合で外泊(入院)された場合は、在園期間分のみを算定いたします。(この場合はA セット150円／日、B セット100円／日で算定します。)

6 利用料のご請求・お支払方法について

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。

(1) お支払い方法

お支払い方法は、施設指定の銀行口座引き落とし、またはマルチバンク口座振替サービス（ご指定の銀行口座からお引き落とし）、施設口座への振込、窓口払いの3通りです。

① 施設指定の銀行口座からの引き落とし、またはマルチバンク口座振替サービスは指定口座に一定額以上ご入金いただいている場合は、自動で引き落とします。不足した場合はその都度ご入金ください。 ※マルチバンク利用の際には手数料が発生します。

② 施設口座への振込み

① が難しい場合は当施設口座へお振込みが可能です。 ※手数料はご負担頂きます。

(2) 利用者の預かり金について

① 当施設では入居時に指定銀行の口座を開設していただく方式をとっております。通帳作成はご家族が銀行で行なわなくても、施設で作成いたします。ご家族にて通帳を管理される方は、口座開設後に通帳をお返しいたします。毎月27日に利用料が引き落とされますので、残高が不足しないようお願いいたします。

- ② ご家族で金銭の管理をされる場合、ご本人のおこづかいやおやつ代などはその都度ご家族にご用意いただきますのでご協力お願いいたします。また、居室での保管には十分ご注意ください(紛失等の責任は負いかねます)

7 入退所の手続き

(1) ご入所手続き

- ① 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ② 入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
- ③ ご入所の前にご確認ください

【ご本人は入居に同意されていますか？】

ニューフジホームをご利用されるにあたり、事前にご本人へのご説明お願いいたします。納得いただけないままのご入居はご本人にとってもつらいばかりでなく、認知症などの症状を進行させてしまう場合があります。担当のケアマネジャーとも十分ご相談ください。

【ご家族内ではご入居に同意されていますか？】

ご家族のご兄弟等、ご家族内でもご入居に際し、十分話し合いをしていただく事をお勧めします。ご入居後のご家族間でのトラブルの原因となります。

(2) 退所手続き

- ① 利用者のご都合で退所される場合
退所を希望する日の1ヶ月前までに文書にてお申し出ください。
- ② 自動終了
 - ・以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、法令に基づき該当しなくなった場合となった場合。この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。
 - ・利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失された場合。

(3) その他

- ① 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延した場合、または利用者やご家族など利用者が当事業所や他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの迷惑行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過してしまった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ③ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了6ヶ月前までに文書で通知いたします。

8 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 基本方針
 - ・個人の尊厳をまもり、利用者の意向を十分に尊重いたします。
 - ・利用者の心身の健全と、一人ひとりに応じた自立を支援いたします。
 - ・地域の皆さんと一緒に福祉の街づくりに努めます。
- ② 経営方針
 - ・利用者の立場に立ってサービスを考えます。
 - ・利用者のため質の高いサービスを提供します。

- ・笑顔と挨拶と礼儀を大切にします。
- ・透明で開かれた施設を目指します。

(2) ホームでの生活について

① ご相談

ホームでの生活についてご不明な点がございましたら、職員にお知らせくださいますようお願いいたします。

- ・日常生活・介護に関するお悩み (担当介護職員など)
- ・その他生活全般のお悩み・金銭に関すること (生活相談員など)
- ・医療・健康面に関すること (主治医・嘱託医・看護師など)
- ・施設の設備・運営面に関すること (施設長・副施設長など)
- ・その他職員以外への相談 (区市町村・第三者委員など)

② 食事・おやつ

- ・朝食 7:20～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ です。
- ・お食事場所は1・2階の食堂になります。
- ・利用者同士でお食事やおやつのやりとりはご遠慮ください。
- ・お茶やお湯は給茶機をご利用ください。または職員へお申し付けください。
- ・おやつは原則介護員室でお預かりしています。ご家族からの食べ物等をお持ち込みの際は介護員へお声掛けください。

③ 買い物・売店

- ・売店は月に1回(第1木曜日)、1階ホールで行います。それ以外で必要なものがございましたら職員へお申し出ください。
- ・病院以外への買い物につきましては原則ご家族もしくは外部ヘルパーの付き添いをお願いいたします。

④ 入浴

- ・入浴は1週間に2回です。
- ・体調不良時には全身清拭を行います。

⑤ 洗濯

- ・洗濯物はホームで行います。各自衣類には名前をつけてください。
- ・高価な衣類等は外部クリーニングをご利用ください。

(3) サービス利用のために

事 項	内 容
個人情報保護	法令に基づいた取扱いを行っています。なお、職員及びボランティア、実習生などは個人情報規程に基づき誓約書を交わしています。
ホームページによる活動報告	法人ホームページ及び施設ホームページにて季節の行事や日常生活について写真等を公開しています。
職員への研修実施	東京都や社会福祉協議会等が主催する各種研修会他、法人独自の研修会や研究発表会に参加しています。
職場内各係・委員会	サービスの向上のために各係(食事、排泄、入浴、口腔等)、各委員会(防災、研修等)を設置、施設独自の主体的な活動を実施しています。
職員の福利厚生	社会福祉法人福利厚生事業へ加入しています。
文集・広報の発行	法人独自の「同援だより」が年数回と、施設独自の「園だより」を発行しています。
利用者懇談会	毎月1回の全体会と、グループ毎の会議において、入居者と職員とが交流し、園での生活が楽しく過ごせるよう、行事のお知らせを行い、日々の生活の感想を話し合う場を設けています。

家族の集い	施設からの呼び掛けで年1回程度の懇談会を実施しています。その他、行事案内や個別に近況報告、預かり金報告等を定期的におこなっています。
地域との交流	地域住民と行事を通じて交流を深めています。 昭和郷合同納涼祭やバザーの開催等。
児童との交流	近隣の小学校や保育園との交流を行っています。
行事・クラブ	外出する機会をふやし、季節行事を中心にだれでもが参加できるものを企画しています。
理美容	施設内では理容サービスのみとなります。希望により美容院への外出(有料)もできます。
ボランティアの導入	個人や学校のボランティアや、地域のボランティアサークル等、年間を通じてご協力いただいております。
第三者委員 (オンブズパーソン)	地域の代表や家族の代表等で構成し、ホームのサービス向上に向けて、サービス点検調整委員会を設置しています。
実習生・研修生の受け入れ	大学や短大、専門学校等からの社会福祉士・介護福祉士・介護職員初任者研修など資格習得の為の実習生の受け入れを行っています。
地域との防災応援協定	近隣の自治会との応援協定を結んでいます。
施設損害賠償責任保険	東京都社会福祉協議会の施設損害賠償責任保険に加入しています。また、ボランティア保険は昭島市社会福祉協議会に加入しています。
施設の情報公開	受付にて「情報公開ファイル」を設置しています。また法令に基づき施設の状況等は東京都のホームページ等でも常時公表しています。

(4) 施設利用にあたっての留意事項

① 面会

- ・面会時間は感染症等の発生状況により変更する場合がございます。なお、早朝や夜間等の時間帯はご遠慮ください。
- ・居室での長時間のご面会は他の利用者様のご迷惑となる場合がありますので、ロビー等をお願いいたします。
- ・面会時のお食事・おやつなどの差し入れの場合は職員へお知らせください。誤嚥事故の原因となります。
- ・感染症まん延予防のため面会を一時的に制限する場合がありますのでご協力ください。

② 外出、外泊

- ・ご家族等の面会者が付き添っての外出や散歩は、必ず職員または窓口にお声をおかけください。天候や利用者の健康状態によっては、ご遠慮いただく場合もありますので、予めご了承ください。
- ・外泊や長時間の外出については、事前にお申し出ください。また、通常行事以外のお出かけ、買い物外出や自己の希望による通院等の付き添いにつきましては、原則外部のヘルパー(有料)をご利用いただきます。

③ 飲酒、喫煙

- ・喫煙コーナーがありますのでご利用ください。医師からの指導がない限り、特に規制は設けておりません。職員がお預かりして飲酒や喫煙をしていただくこともできます。

④ 設備、器具の利用

- ・テレビはロビーにもありますが、居室へテレビをご持参することも出来ます。また、ポータブルトイレや移動介助バー等を必要に応じて設置いたします。

- ⑤ 金銭の管理
- ・お申し出により、施設で管理することができます。また居室内での金銭の保管については盗難等の心配もありお勧めできません。
- ⑥ 所持品の持ち込み
- ・大切な思い出のお品等、紛失の際の責任は負いかねますが、お持ち込みになる場合はご相談に応じます。
 - ・はさみ、爪きり、針等の危険物は介護職員でお預かりしています。
 - ・その他施設長の判断でお持込を制限させていただく場合があります。
- ⑦ 宗教活動
- ・施設内での布教活動についてはご遠慮していただいております。また、お勤めにつきましても周りの方のご迷惑にならないようお願いしています。
- ⑧ ご本人への郵便物について
- ・住民票が異動されますので、各種手続き書類はホームに届きます。特別に申し出ない限り、ご本人に確認の上、開封させていただきますが、支障がある場合はご家族様にて発行先機関に送付先変更の手続きをお願いいたします。
- ⑨ 個人情報保護について・写真・名前の掲載について
- ・ニューフジホームでは、地域に開かれた施設を目指しており、近隣のボランティアの方々小中学校の職場体験及び介護福祉士等の実習生の受入れを活発に行なっています。ボランティアや実習生には個人情報保護の同意書を取り交わし受け入れますので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、「園だより」やインターネット上のホームページにおいて行事風景のスナップを掲載する場合があります。写真掲載について支障のある場合は相談員までお知らせください。
- ⑩ 緊急でない受診への協力体制について
- ・医療機関への受診につきましては、介護保険の施設サービスの枠を超える範囲のもの（緊急でない疾患等の受診及び自己の希望による受診）に関しましては原則後家族での対応をお願いいたします。ご都合のつかない場合は、自費ヘルパーの利用をお願いいたします。
- ⑪ 施設内での事故について
- ・ニューフジホームの利用者は高齢者ですので、お体が不自由な方、認知症の症状のある方がほとんどです。歩行される方でも筋力の低下や機能の低下が日々すすまれており、転倒やベッド等からの転落の危険性はどなたでもあります。ご本人の状況に応じ、これらの事故を最小限にする努力を行なっていますが、完全に防ぐことは非常に困難です。どうぞこの点を十分ご理解の上ご利用くださいますようお願いいたします。一般に高齢者施設では、転倒による骨折や頭部打撲、誤嚥による呼吸停止などの事故も年間を通じて多数発生しています。万一転倒や転落、誤嚥等をおこされた場合は、必要に応じ医療機関への受診を行わせさせていただきます。
- ⑫ お亡くなりになった場合の対応について
- ・施設や併設病院でお亡くなりになった場合は長時間の安置ができません。ご自宅へお帰りいただくか、葬儀社等で安置していただく必要があります。ニューフジホームでは、スペースの都合上、利用者がお亡くなりになった場合の葬儀やお別れ会等を行なうことができません。

9 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。なお、協力医療機関での対応が困難な場合には近隣の救急病院等への搬送もあります。

緊 急 連 絡 先			
氏 名	続柄	住 所	電話番号
		〒	(自宅)
			(携帯)
		〒	(自宅)
			(携帯)
		〒	(自宅)
			(携帯)

※ 協力医療機関

昭島病院

〒196-0022 東京都昭島市中神町1260

電話042-546-3111

10 非常災害対策

(1) 防災時の対応

消防計画にもとづいて適切な対応をおこないます。

(2) 防災設備

非常通報装置、防火戸、防火シャッター、スプリンクラー、自家発電装置、消火器、屋内消火栓等を設置しています。

(3) 防災訓練

毎月1回定期的な防災訓練を実施しています。

(4) 防火責任者

園長 浅見 友博

11 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当者 生活相談員

電話 042-544-5291

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177(直通)

昭島市役所 保健福祉部 介護福祉課 電話 042-544-5111

福祉サービス運営適正化委員会 電話 03-5283-7020

12 当法人の概要

名称・法人種別
代表者役職・氏名
本部所在地・電話番号

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
理事長 飯 山 幸 雄
東京都新宿区原町3丁目8番地
TEL 03-3341-7161～4
FAX 03-3341-7165

13 高齢者支援系グループ施設

(1) 高齢者福祉施設関係

- ① 軽費老人ホーム
- ② 特別養護老人ホーム

サンホーム(A型)
フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム
ゆたか苑、ひかり苑

③ 救護施設

昭島荘

(2) 短期入所生活介護

フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム
ゆたか苑、ひかり苑

(3) 認知症対応型共同生活介護

グループホームかえで、原町グループホーム

(4) 通所介護

フジ・デイサービスセンター

(5) 認知症対応型通所介護

東大和市ふれあいデイセンターひかり苑

(6) 地域包括支援センター

新宿区榎町高齢者総合相談センター、
昭島市中部地域包括支援センターあいぽく

(7) 居宅介護支援事業所

フジホーム、原町ホーム、ゆたか苑

(8) 小規模多機能型居宅介護支援事業

原町小規模多機能居宅介護センター
昭和郷小規模多機能居宅介護センター

(9) 小平市訪問給食サービス事業

サンホーム

(10) サービス付き高齢者住宅

高齢者住宅さくらガーデン

(11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

昭和郷訪問介護センター

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 〈住 所〉 東京都昭島市中神町1260番地

〈事業者名〉 社会福祉法人 恩賜
財団 東京都同胞援護会

特別養護老人ホーム ニューフジホーム

〈代表者名〉 園 長 浅 見 友 博

説明者 生活相談員

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 〈住 所〉

〈氏 名〉

代理人 〈住 所〉

〈氏 名〉

